

合法木材供給システムの 現状と課題 本年度の事業の進め方

平成23年度
合法木材供給事業者認定団体研修
23年9月1日
全木連 藤原

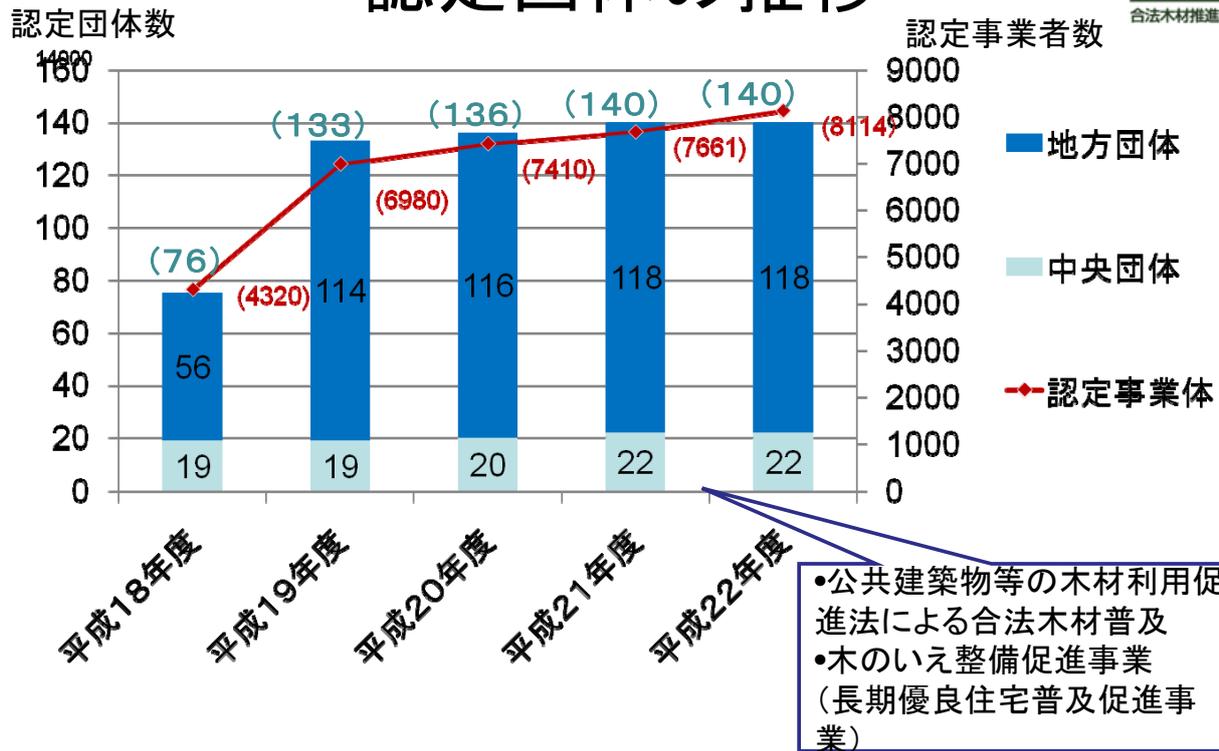


「合法木材供給システムの現状と課題 本年度の事業の進め方」 構成

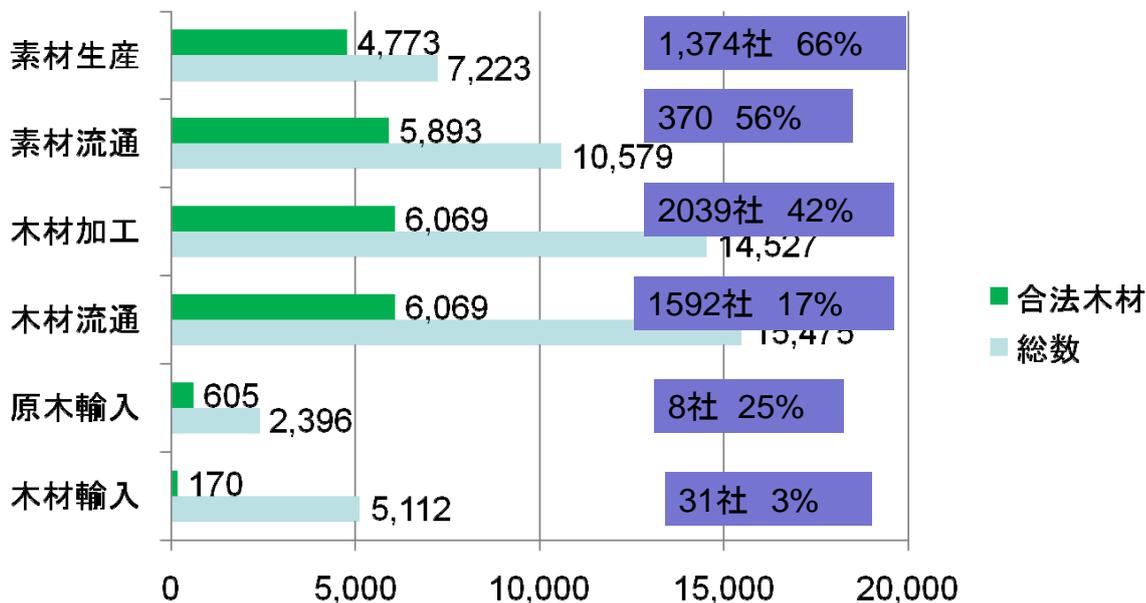


- 合法木材供給システムの現時点の達成状況
 - 供給側の体制
 - 需要の動向(公共建築物等木材利用促進基本計画、国交省の長期優良住宅普及促進補助金)
- よくある質問
 - 住宅建築などでの証明書の連鎖
 - プレカット事業者・納材業者・異業種業者の認定
 - 輸入材の証明書
- 合法木材表示実証事業の取組

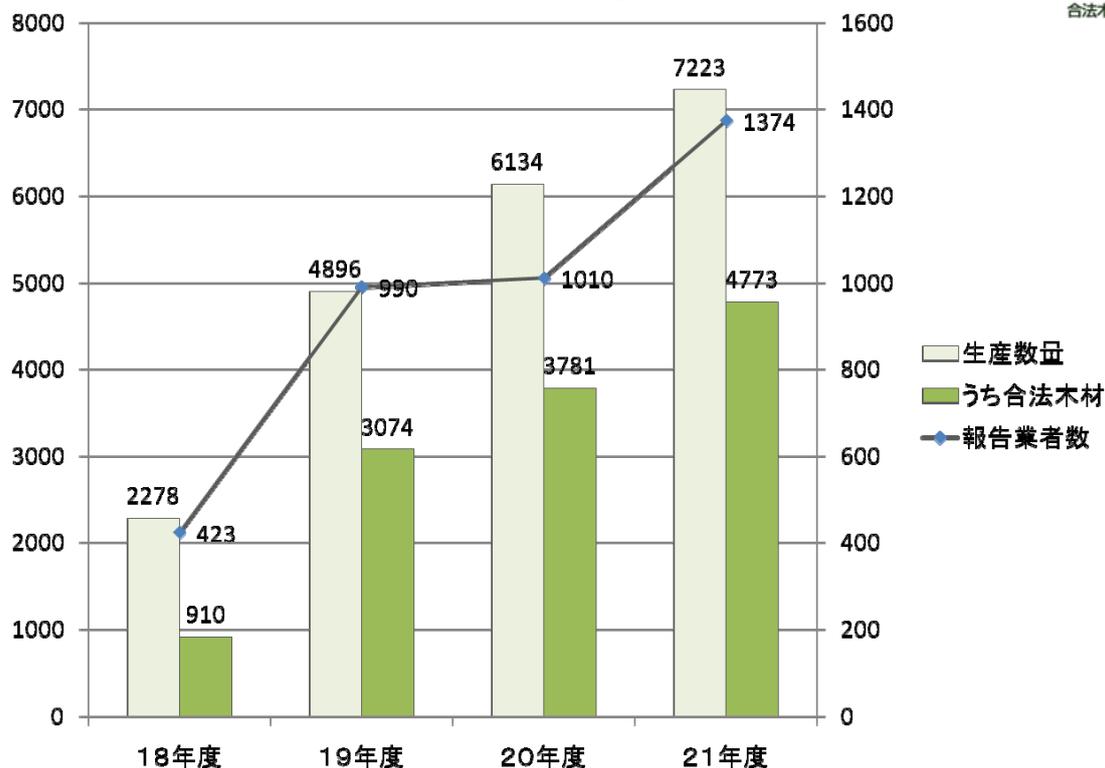
合法木材供給事業者 認定団体の推移



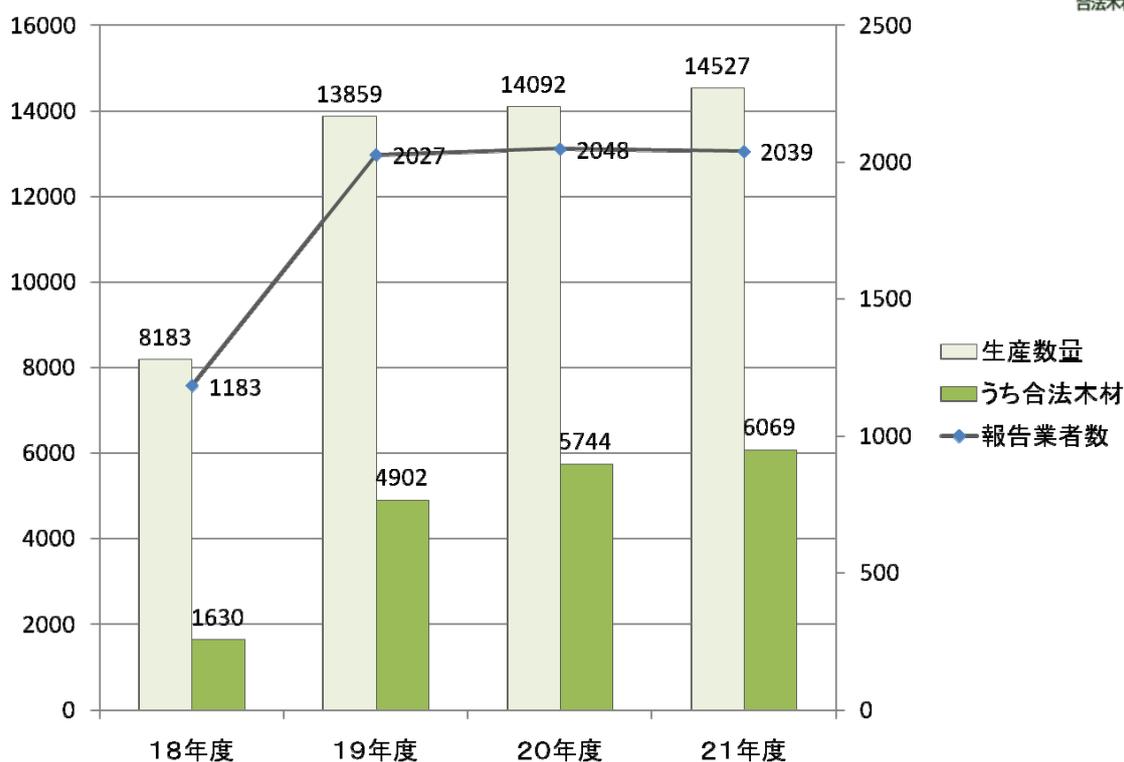
平成21年度 合法木材の取り扱い実績



素材生産業者の 合法木材取扱数量の推移



木材加工業者の 合法木材取扱数量の推移



合法木材のサポート体制(1)



- 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

–「木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立」

- 公共建築物を整備するものは、その整備する公共建築物において木材を使用するに当たってはG購入法・に規定する環境物品(=「合法木材」)を選択するよう努めるものとする。

私立学校、老人ホーム、市立病院、運動施設、社会教育施設、鉄道の駅、空港の待合室、高速道路のサービスエリア

合法木材のサポート体制



- 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

–「木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立」(公共建築物を整備するものは、その整備する公共建築物において木材を使用するに当たってはG購入法・に規定する環境物品(=「合法木材」)を選択するよう努めるものとする。)

私立学校、老人ホーム、私立病院、運動施設、社会教育施設、鉄道の駅、空港の待合室、高速道路のサービスエリア

合法木材のサポート体制



- 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針
 - －「木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立」(公共建築物を整備するものは、その整備する公共建築物において木材を使用するに当たってはG購入法・・・に規定する環境物品(=「合法木材」)を選択するよう努めるものとする。)
 - －各都道府県計画、各省計画など作成中
- 23年度木のいえ整備促進事業
 - －(長期優良住宅普及促進事業)

今回の研修

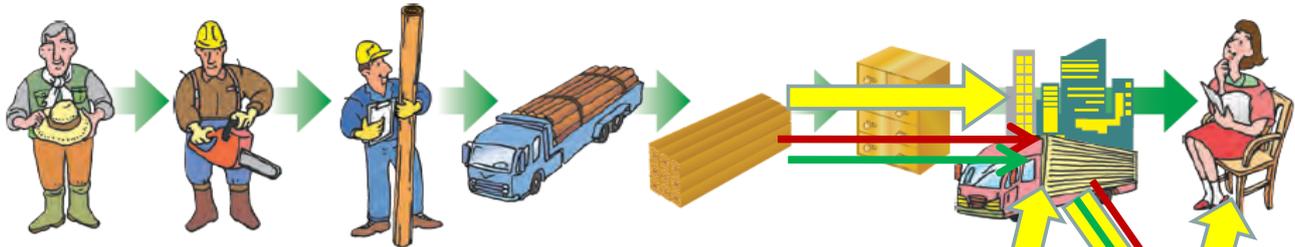


- グリーン購入法関係者だけでなく、一般建築関係者が合法木材についての注目が広がっている。
- 建築関係者、納材業者など合法木材について普及を図ると必要。
- それとともに、認定団体に信頼性についての取組の差がある。
- 業界団体全体で信頼性の底上げを。

異業種の事業者の業界団体認定

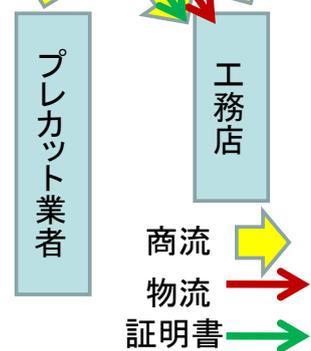


森林所有者 素材生産業者 原木市場 木材流通 製材業 加工業 納入業者 消費者



「業界団体の認定を得て事業者が行う認定方法」のポイントは木材の売買に携わる企業の「分別管理と合法証明の

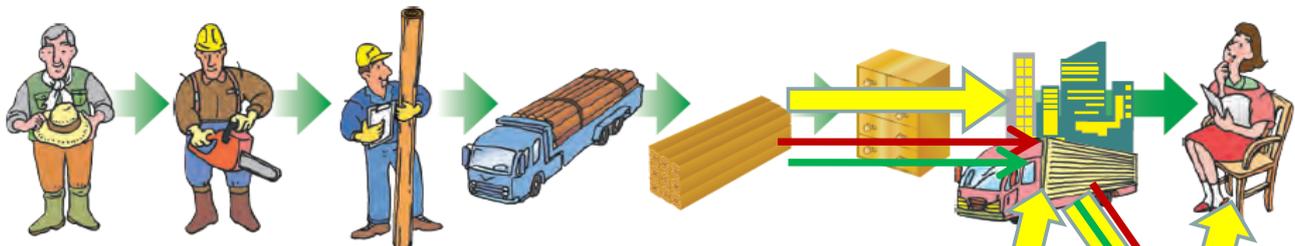
納材業者・プレカット業者の認定(1)
 ガイドラインでは木材の販売に応じ販売の主体が
 納品書に沿って証明を出していくのが基本
 工務店に納入するまで売買に関わる主体は基本的に
 業界団体認定を取得することが必要



異業種の事業者の業界団体認定

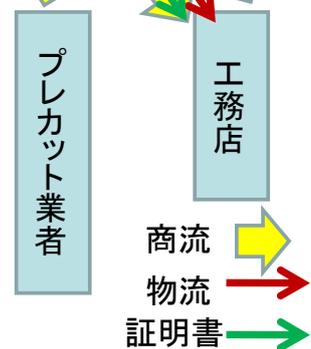


森林所有者 素材生産業者 原木市場 木材流通 製材業 加工業 納入業者 消費者



「業界団体の認定を得て事業者が行う認定方法」のポイントは木材の売買に携わる企業の「分別管理と合法証明の

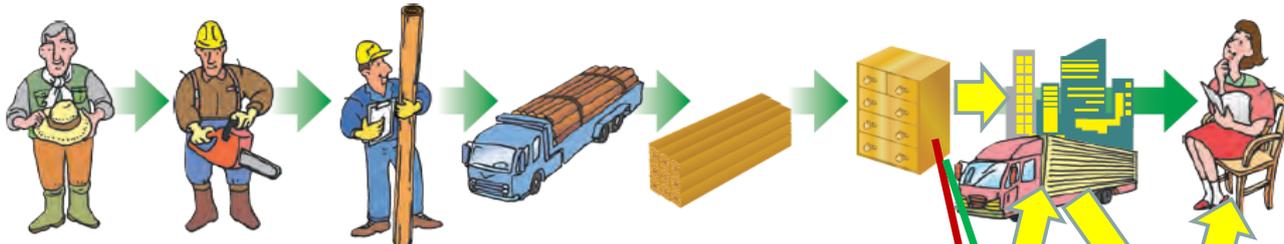
納材業者・プレカット業者の認定(2)
 賃加工のプレカット業者の場合、発注者がプレカット
 業者と特別の契約を結び分別管理がしっかりできる
 という前提があれば、プレカット業者が認定をうける
 必要がないともいえるが、個別の契約を結ぶより
 プレカット業者が認定を受けていることがわかりやすい



異業種の事業者の業界団体認定



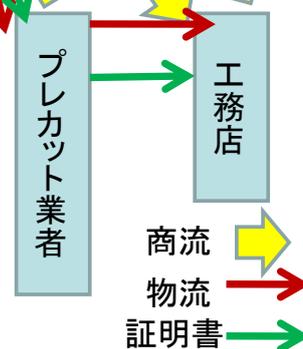
森林所有者 素材生産業者 原木市場 木材流通 製材業 加工業 納入業者 消費者



「業界団体の認定を得て事業者が行う認定方法」のポイントは木材の売買に携わる企業の「分別管理」と「証明書の発行」。

納入業者・プレカット業者の認定(2)

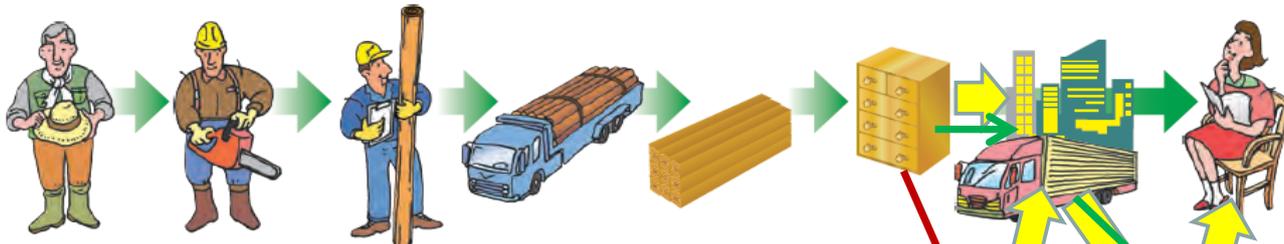
賃加工のプレカット業者の場合、発注者がプレカット業者と特別の契約を結び分別管理がしっかりできるという前提があれば、プレカット業者が認定をうける必要がないともいえるが、個別の契約を結ぶよりプレカット業者が認定を受けていることがわかりやすい。また、プレカット業者が認定を受けていると、物流に応じて、プレカット業者が直接工務店に証明書を出すこともできる。



異業種の事業者の業界団体認定



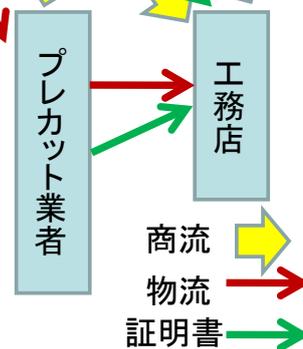
森林所有者 素材生産業者 原木市場 木材流通 製材業 加工業 納入業者 消費者



「業界団体の認定を得て事業者が行う認定方法」のポイントは木材の売買に携わる企業の「分別管理」と「証明書の発行」。

工務店の認定(1)

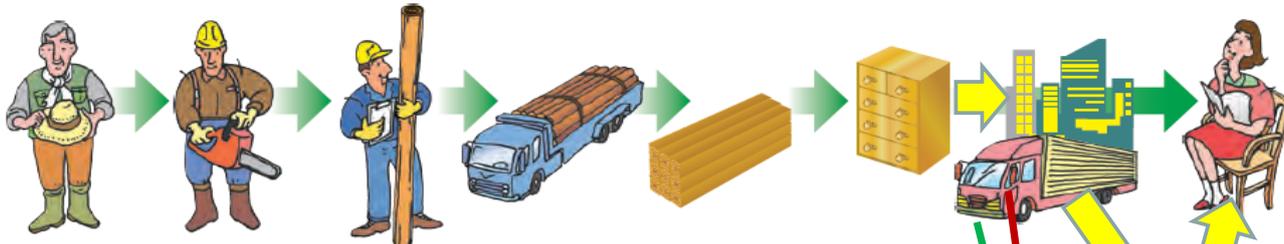
工務店は納入業者から証明書を受け、施主に対して全ての証明書を示すという立場なので、独自に証明書を出す必要がないので、業界団体認定はいらぬというのがガイドラインの立場



異業種の事業者の業界団体認定



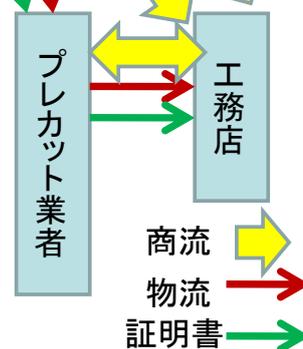
森林所有者 素材生産業者 原木市場 木材流通 製材業 加工業 納入業者 消費者



「業界団体の認定を得て事業者が行う認定方法」のポイントは木材の売買に携わる企業の「分別管理」と「合法証明」の取得。

工務店の認定(2)

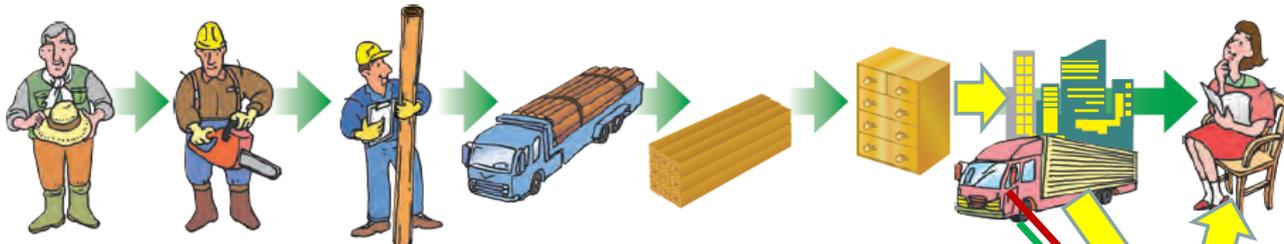
工務店は納入業者から証明書を受け、施主に対して全ての証明書を示すという立場なので、独自に証明書を出す必要がないので、業界団体認定はいらぬというのがガイドラインの立場
 工務店がプレカット業者に賃加工委託しているという例
 物流が納入業者からプレカット業者の流れなら、プレカット業者が認定を受けていけば問題ない



異業種の事業者の業界団体認定



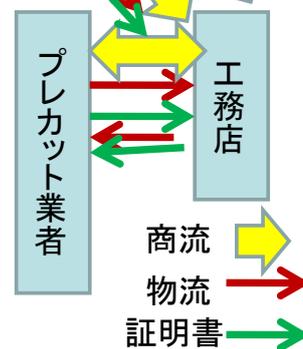
森林所有者 素材生産業者 原木市場 木材流通 製材業 加工業 納入業者 消費者



「業界団体の認定を得て事業者が行う認定方法」のポイントは木材の売買に携わる企業の「分別管理」と「合法証明」の取得。

工務店の認定(3)

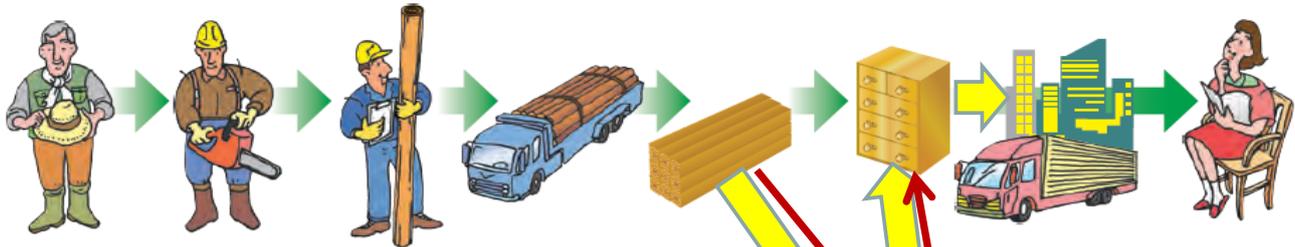
工務店は納入業者から証明書を受け、施主に対して全ての証明書を示すという立場なので、独自に証明書を出す必要がないので、業界団体認定はいらぬというのがガイドラインの立場
 工務店がプレカット業者に賃加工委託しているという例
 工務店が木材をストックして物件に応じて材を選んで委託しているような場合は工務店も認定が必要



異業種の事業者の業界団体認定



森林所有者 素材生産業者 原木市場 木材流通 製材業 加工業 納入業者 消費者



「業界団体の認定を得て事業者が行う認定方法」のポイントは木材の売買における企業の個別管理と合法証明の連鎖。

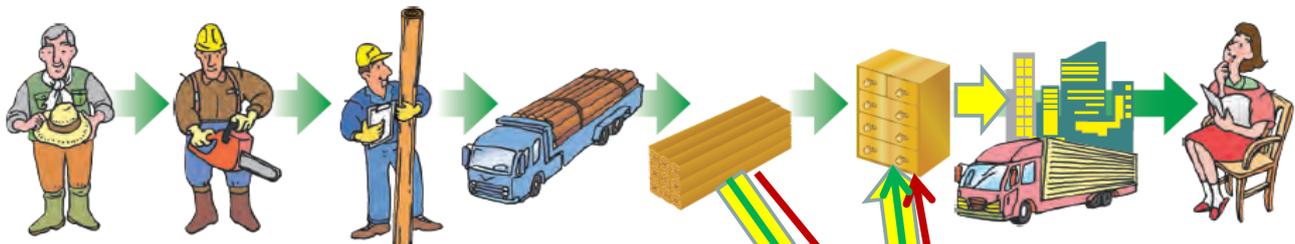
アルミ業者の認定
家具の木材部品をアルミ業者が加工して
家具業者に納入するケース
アルミ加工業者を県木連が認定することに
した。

アルミ加工業者

異業種の事業者の業界団体認定



森林所有者 素材生産業者 原木市場 木材流通 製材業 加工業 納入業者 消費者



「業界団体の認定を得て事業者が行う認定方法」のポイントは木材の売買における企業の個別管理と合法証明の連鎖。

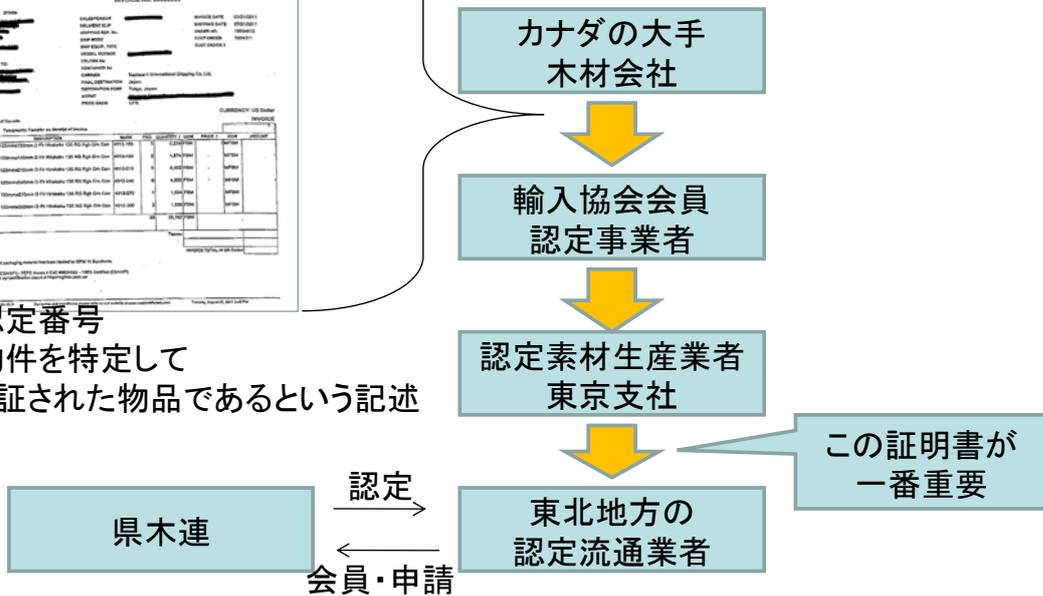
アルミ業者の認定
家具の木材部品をアルミ業者が加工して
家具業者に納入するケース
アルミ加工業者を県木連が認定することに
した。

アルミ加工業者

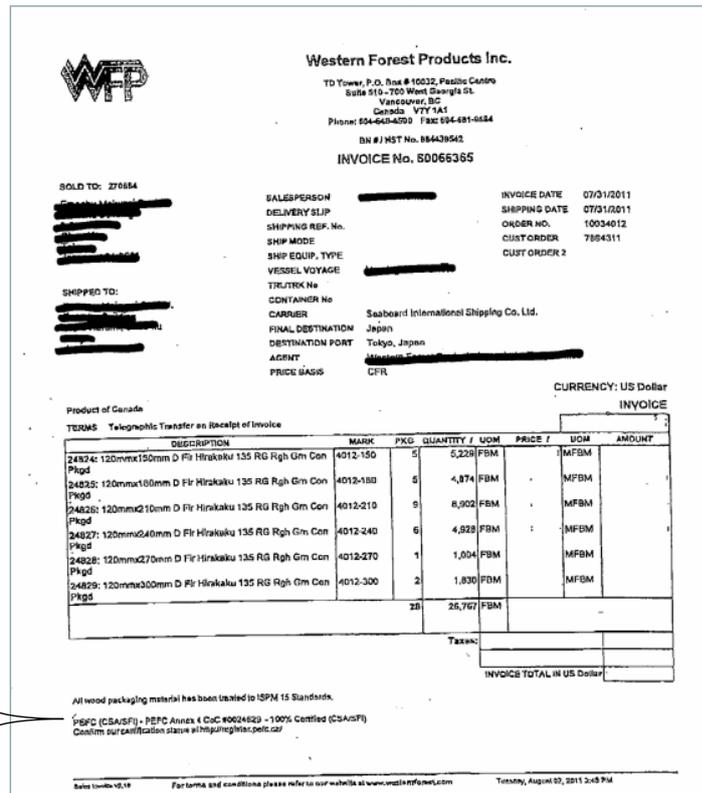
輸入材の合法性証明



- 認定番号
- 物件を特定して
認証された物品であるという記述



輸入材の合法性証明



PEFC別添4
CoC #0024529
100%認証されている

<http://registar.pefc.cz>
によって認証の状況を
確認されたい

All wood packaging material has been treated to ISPM 15 Standards.
PEFC (C/SAS/F) - PEFC Annex 4 CoC #0024529 - 100% Certified (C/SAS/F)
Confirm purchase/carbon status at <http://registar.pefc.cz>

平成23年度木材に合法性等の表示に係る実証事業

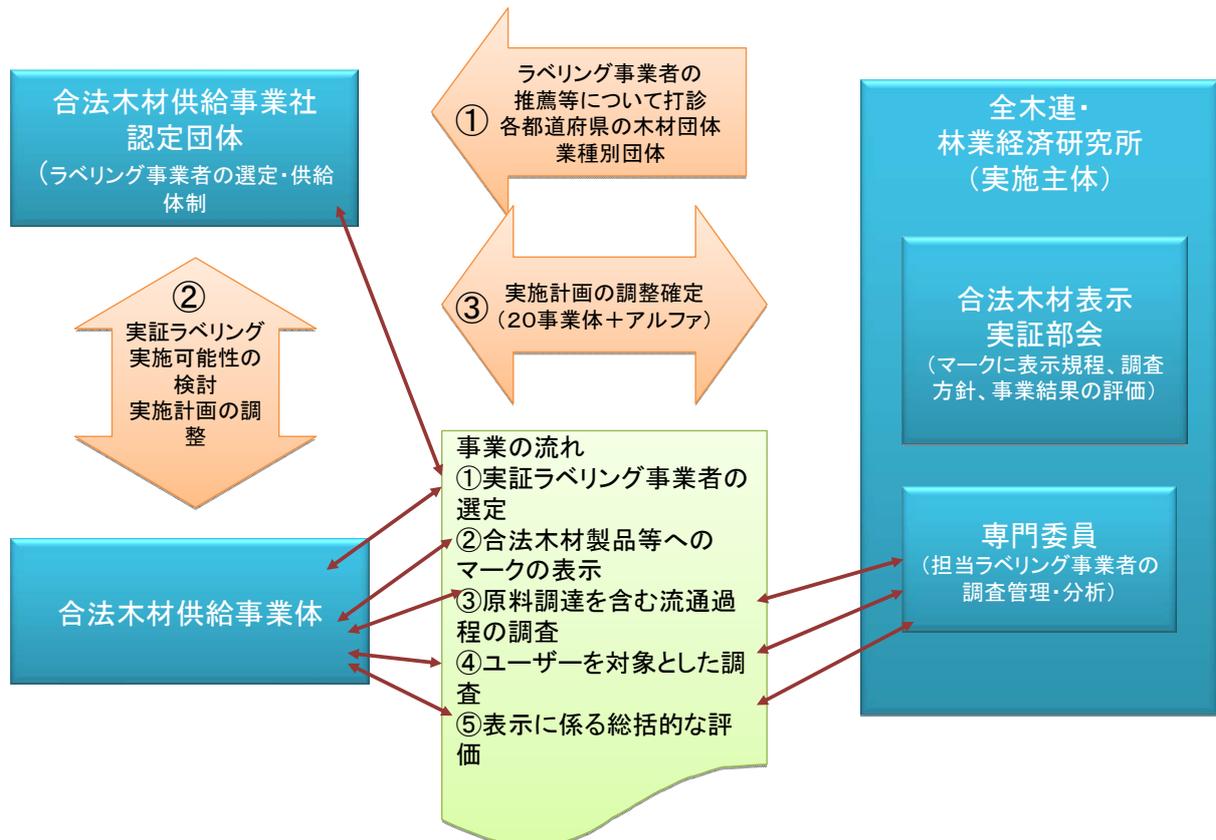


● 事業の目的

- 合法性等が証明された木材、木材製品について、一般消費者に対する普及拡大及び、建築関係事業者の効果的な資材調達、資材管理に資するため、合法性等の表示を行うに当たっての手法および課題を明らかにする。



合法木材表示実証調査ラベリング事業者の選定状況



合法木材利用推進マーク 使用規程改定



1. マークは、合法木材を供給する事業者であることを表示する場合をはじめ合法木材証明システム及び合法木材普及啓発活動をPR する場合に使用できます。
2. マークは、全木連又はガイドラインに基づき合法木材供給事業者を認定する森林・林業・木材産業関係団体(以下「認定団体」という。)に申請し承認された方(以下「マーク使用者」という。)が申請及び承認された内容に基づいて使用する場合以外は使用できません。
3. マークは、合法木材に貼付して使用することはできません。また、製品カタログ等において特定の製品の合法性を証明していると誤解されるような使用はできません。

合法木材利用推進マーク 使用規程改定



1. マークは、合法木材を供給する事業者であることを表示する場合をはじめ合法木材証明システム及び合法木材普及啓発活動をPR する場合に使用できます。
2. マークは、全木連又はガイドラインに基づき合法木材供給事業者を認定する森林・林業・木材産業関係団体(以下「認定団体」という。)に申請し承認された方(以下「マーク使用者」という。)が申請及び承認された内容に基づいて使用する場合以外は使用できません。
3. マークは、合法木材に貼付して使用することはできません。また、製品カタログ等において特定の製品の合法性を証明していると誤解されるような使用はできません。
ただし、別途定める要領に基づき限定的に実施される場合に限り合法木材に貼付して使用することができます。

実証調査：合法木材マーク



カラー



実証調査：合法木材マーク
〇〇木材株式会社
認定番号1234-5

白黒



実証調査：合法木材マーク
〇〇木材株式会社
認定番号1234-5

平成23年度木材に合法性等の表示に係る実証事業



- 事業の目的
 - － 合法性等が証明された木材、木材製品について、一般消費者に対する普及拡大及び、建築関係事業者の効果的な資材調達、資材管理に資するため、合法性等の表示を行うに当たっての手法および課題を明らかにする。
- 事業の影響
 - － 普及のためのきっかけになる
 - － 合法木材供給システムの信頼性に関心が高まる

合法木材表示実証調査の意味



- 消費者に見えるところにマークが貼られることになる。(DIYホームセンター、住宅の施主)
- 新たな普及のきっかけになる
 - このマークは何を意味するのか
- 新たな監視体制の広がりともとれる
 - だれが責任をもっているのか
 - 本当に合法性が証明できているのか

おわりに

- 木材・国産材・地域材を環境に優しい資材としてPRに努めてきたが、それが一定の成果を収めつつある
 - 公共建築物木材利用促進法
- 環境に優しい木材の最低限の指標がほしい
 - みなとモデル二酸化炭素固定認証制度
 - 5千m²以上の建築手続きで木材利用量を申告
 - 認証の対象となる木材は、港区と協定を締結した自治体から産出された木材および木材製品(協定木材)です。協定木材は、森林施業計画等により適切に管理され、伐採後の確実な更新が保証された森林から生産された、より高い環境保全価値を持つ木材です。
 - ただし、建設事業者が最大限努力しても適切な協定木材を調達できない場合は、合法木材※も認証の対象となります。
- どこでも手に入る合法木材が注目されている